

山手保育園保護者会規約

(名称及び事務所)

第1条 本会は、山手保育園保護者会という。

第2条 本会の事務所は、総社市岡谷201-3に置く。

(目的及び事業)

第3条 本会は、山手保育園児の保護者と保育園が一体となり、園児の健全育成と児童福祉の増進につとめることを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 保育事業の促進
- (2) 会員相互の親睦・教養の向上
- (3) その他 本会の目的達成に必要と認めた事業

(会 員)

第5条 本会は、山手保育園児の保護者と保育園職員をもって組織する。

(役 員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

会長	1名	副会長	1名	委員	4名
監査	2名	書記	1名	会計	1名

第7条 役員は、総会において選出する。

第8条 役員任期は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、会務を統轄し、会議の議長となる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その任務を代行する。
- (3) 委員は、総会の議決に基づいて本会の運営にあたる。
- (4) 書記は、本会の庶務をつかさどる。
- (5) 会計は、本会の会計事務をつかさどる。
- (6) 監査は、会計を監査する。

第9条 役員任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第10条 本会の会議は、総会・役員会とする。

(1) 総会は、年1回開催して、事業計画・予算・決算及びその他の重要事項の承認を受けるものとする。

(2) 会員の6分の1以上の要求があるときは、臨時総会を召集することができる。

第11条 役員会は、随時会長が招集し、事業計画・予算及びその他の重要事項を審議する。

第12条 会議の議事は、出席者の過半数をもって決める。

但し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(会 計)

第13条 本会の経費は、会費・寄付金及びその他の収入をもってこれを充てる。

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附 則

この規約は、昭和55年4月1日から施行する。

この規約は、平成11年4月1日から施行する。

この規約は、平成14年4月1日から施行する。

この規約は、平成17年4月1日から施行する。